別表十（六）付表　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第66条の13（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「⑷のうち損金経理による金額　⑸」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額の合計額を別表四「加算」の欄に記載すること。

3　「取得年度に特定株式の帳簿価額を減額した金額のうち損金算入された金額に係る部分の金額　⑼」の欄は、租税特別措置法施行令第39条の24の２第２項（特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例）の規定により計算した金額を記載すること。

別表十の一一㈠の次に次の一一表を加える。